

身に覚えのない未納料金請求は 相手にせず、無視して

見守り
新鮮情報



実在する 事業者をかたり未納料金を 請求する詐欺に注意

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。(80歳代)

ひとこと助言

言われるまま
支払わないで



見守るくん

- 実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。
- コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。
- 不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせてください。
- 心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください(消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番)。

不用品回収トラブルに注意

市の許可を受けず、違法に回収を行う事業者にご注意

見守り
新鮮情報

ネット広告で見た 不用品回収 10倍以上の料金に

ネットで「1.5トントラックに詰め放題
3万9800円」という広告を見て、
不用品の回収を申し込んだ。

作業当日、詰め込み後に事業者から
領収書へのサインを求められ、

金額を確認すると
約**65万円**

だった。不用品を
運び出して
もらわないと
困るので、
やむを得ず

サインをしたが、

作業前に金額に
ついて**説明は受けておらず**、
支払いたくない。(70歳代 男性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

見積もりで
確認!



見守るくん

- ネット広告やチラシに記載された料金の通りとは限りません。不用品回収を依頼する際は、事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金や具体的な作業内容を比較検討しましょう。
- 荷物の量や状態によっては、追加料金が発生する場合がありますが、作業開始前に、支払う見込み額を確認することが大切です。
- 不用品の収集・運搬業は、市町村による「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。担当部署に問い合わせるとよいでしょう。
- 作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第418号 (2022年3月8日) 発行：独立行政法人国民生活センター

前橋市消費生活センター 電話027(898)1755